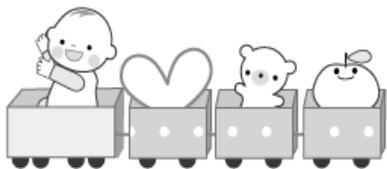


産後家事支援事業ご利用の注意事項

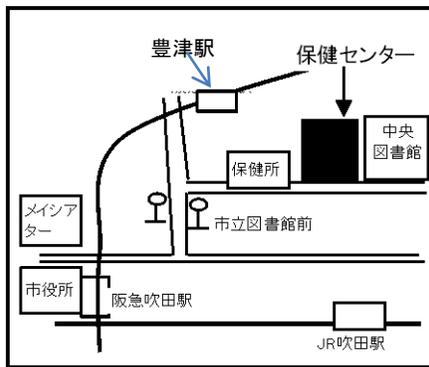
- ご利用に際し、体調やご家族の状況を把握するため、保健師が面接・訪問・電話等で詳細をお伺いします。個人情報家事支援事業以外には利用しませんので、ご安心ください。
- 自己負担金については、利用事業所に直接お支払いください。
- 買い出し費用や受診等の同伴時に発生する交通費は利用者負担になります。
- 利用者が体調不良の場合や、感染症（インフルエンザ等）の場合、利用を中止させていただきます。
- 産後家事支援事業を利用できなかった場合や利用終了後も保健師等がご相談に応じています。
- この事業は、乳幼児を養育する方の支援が目的であることから、ヘルパーはお手伝いが中心となります。また、養育者が自宅に不在の状態、赤ちゃんのお世話や子守りをすることはできません。



申請の受付・お問い合わせ窓口

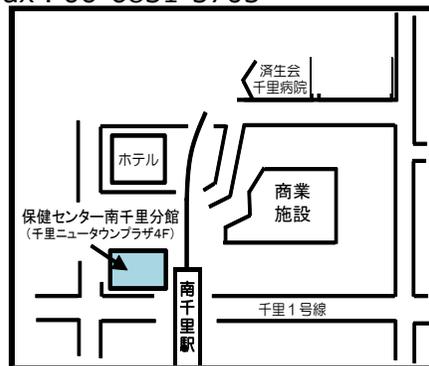
□吹田市立保健センター

住所：吹田市出口町19-2
Tel：06-6339-1212
Fax：06-6339-7075



□吹田市立保健センター南千里分館

住所：吹田市津雲台1-2-1
(千里ニュータウンプラザ4階)
Tel：06-6155-2812
Fax：06-6831-5705



【業務時間】

月～金 午前9時から午後5時30分
祝休日、年末年始を除く

吹田市

産後家事支援事業のご案内

あなたの子育て応援します！



吹田市立保健センター

産後家事支援事業について

対象

吹田市民で以下のすべてに該当する生後6か月未満の赤ちゃんとお母さん。

- ①家族等から十分な家事および育児等の援助が受けられない。
- ②産後心身の不調がある。
- ③母子ともに医療機関等への入院を要さない。

内容

家事支援

- ・ 食事の準備及び後片付け
- ・ 衣類の洗濯及び補修
- ・ 居室等の掃除・整理整頓
- ・ 生活必需品の買い出し
など

育児支援

- ・ 授乳の補助
- ・ おむつ交換の補助
- ・ 沐浴の補助
- ・ 適切な育児環境の整備
など



利用のご案内

| | |
|-------|----------------|
| 利用期間 | 児が生後6か月になる前日まで |
| 利用回数 | 上限36回（1日1回） |
| 利用時間 | 1回2時間以内 |
| 支援時間 | 平日午前9時～午後5時30分 |
| 自己負担金 | 500円/時間 |

* 市民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は減免制度があります。

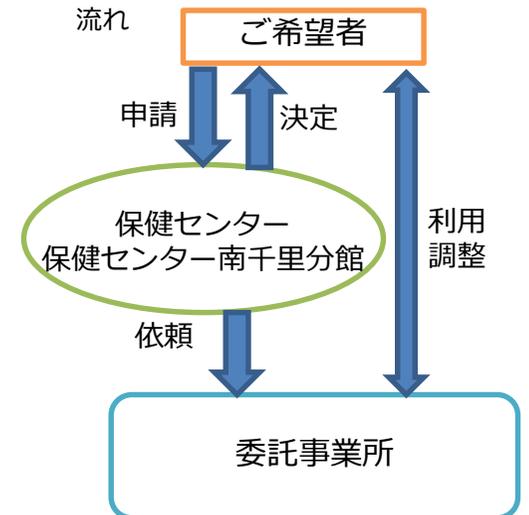
利用決定後にキャンセルや変更がある場合は、**必ず利用日の前日（土・日・祝日の場合はその前日）の午後5時までに利用事業所にご連絡ください。**
また、利用期間等を変更される場合は「利用変更申請書」を保健センターにご提出ください。

吹田市または吹田市の隣接市の委託事業所が訪問し、家事支援・育児支援を行います。

申し込みについて

申し込み

保健センターまたは保健センター南千里分館へお申込みください（利用については審査があります）。



- ・ 妊娠中に申請された場合は、産後に利用決定をします。ご出産後に必ず状況報告のご連絡をお願いします。
- ・ 利用決定後に利用事業所から利用内容等の調整についての連絡があります。
- ・ 利用事業所の混み具合によっては、ご希望に添えない場合もあります。
- ・ 調整に数日要する場合がありますので、日程に余裕をもってお申込み下さい。